

# 住民監査請求の手引き

## 1. 住民監査請求とは？

住民監査請求は、地方自治法第242条により、伊那市民の方が監査委員に対し、市長その他の執行機関や職員による、市の財務に関する行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

## 2. どのような場合に、監査請求ができるのですか。

監査請求することができるのは、次にあげるような伊那市の財務会計上の行為がある場合です。

(1) 違法または不当な「財務会計上の行為」

- ① 公金（伊那市の管理に属する現金など）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

(2) 違法または不当に「怠る事実」

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ② 財産の管理を怠る事実

(3) 上記(1)の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

なお、上記行為のあった日または終わった日から1年以上経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求することはできません。

## 3. 1年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか？

次の3つの要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- (2) その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- (3) その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。

相当な期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。

1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

## 4. どのようにして監査請求をするのですか。

- (1) 監査請求ができる方は、伊那市に住所を有する方です。
- (2) 監査請求をすることがらについては、次ページのような書面を作成して申し出ることになっています。
- (3) 申し出る際には、違法または不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

(例) 公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなど

- (4) 申し出は、直接持参するか又は郵送してください。

お問い合わせ先

〒396-8617

伊那市下新田3050番地

伊那市監査委員事務局

電話78-4111 内線2852

監査請求の手続（流れ図）

